

保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を改正する法律案参照条文

目 次

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	1
商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）	4
保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	4
会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）	10

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第九九条 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

2 原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第三十七條 設立ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百一十一條（略）

2（略）

3 第七十五條第一項第三項乃至第九項、第七十六條、第七十七條第二項、第七十八條、第九十條、第八十條ノ第二項乃至第五項、第八十條ノ三、第八十條ノ三ノ二、第八十條ノ六、第八十條ノ七、第八十條ノ九乃至第八十條ノ十及第八十條ノ十五乃至第八十條ノ十八ノ規定ハ第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ処分スル場合ニ、第八十條ノ第二項及第四項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ第一項第三号ニ掲グル事項ニ付決議アル場合ハ第八十條ノ三及第八十條ノ三ノ二ノ規定ハ之ヲ準用セズ

第二百十四條 会社ハ第三百四十三條ニ定ムル決議ヲ以テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

2・3（略）

第二百三十二條 總會ヲ招集スルニハ会日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シテ書面ヲ以テ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス但シ株式ノ讓渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル会社ニ於テハ其ノ期間ハ定款ヲ以テ一週間ヲ限度トシテ之ヲ短縮スルコトヲ妨グズ

2・4（略）

第二百四十五條 会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一 營業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ讓渡

二 營業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約

三 他ノ会社ノ營業全部ノ讓受

2（略）

第二百四十九条 株主方決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ其ノ株主方取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百八十条ノ二 (略)

2 株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ株式ノ種類、数及最低発行価額ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役八株主總會ニ於テ株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

3、5 (略)

第二百四十二条 前条第一項ノ決議ハ総株主ノ議決権ノ過半数又ハ定款ニ定ムル議決権ノ数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

2 前項ノ決議ニ付テハ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ議決権ノ数ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ総株主ノ議決権ノ三分ノ一未滿ニ下スコトヲ得ス

第二百四十五条 (略)

2 前項ノ總會ノ決議ハ其ノ種類ノ総株主ノ議決権ノ過半数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス  
3 (略)

第二百四十六条 前条ノ規定ハ第二百二十二条第十一項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為ス場合及会社ノ株式交換、株式移転、分割又ハ合併ニ因リテ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十八条 定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ総株主ノ過半数ニシテ総株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ一单元ニ滿タザル数ノ株式ノミヲ有スル株主ノ数及第二百四十一条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ議決権ヲ有セザル株主ノ数ハ総株主ノ数ニ之ヲ算入セズ

2・3 (略)

第二百五十二条 (略)

5 第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ス

6 完全親会社トナル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ完全子会社トナル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ其ノ会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項及第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ス

7・8 (略)

第三百六十五条 (略)

- 2 設立スル完全親会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムル場合ニ於テ完全子会社トナル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ八前項ノ決議ハ第三百四十八条第一項及第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ
- 3 第三百五十三条第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ニ、同条第五項ノ規定ハ第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百七十五条 資本ノ減少ヲ為スニハ減少スベキ資本ノ額及左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル事項ニ付第三百四十三条ニ

定ムル決議ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ各号ニ定ムル金額ノ合計額ハ減少スベキ資本ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 株主ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ金額

二 株式ノ消却ヲ為ス場合 消却スベキ株式ノ種類及数、消却ノ方法並ニ消却ニ要スベキ金額

三 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ充ツルベキ金額

2・3 (略)

第三百七十六条 会社八前条第一項ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ資本ノ減少ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨

減少スベキ資本ノ額、同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額及最終ノ貸借対照表ニ関スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモ

ノヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

2 第百条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

3 社債権者ガ異議ヲ述ブルニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ依リ社債権者ノ為ニ異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第三百八十条 資本減少ノ無効ハ本店ノ所在地ニ於テ資本減少ニ因ル変更ノ登記ヲ為シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

2 前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債権者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

3 第八十八条、第百五条第二項乃至第四項、第百六条、第百九条、第三百三十七条及第三百四十九条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百五条 解散ノ決議ハ第三百四十二条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四百八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ス

5 合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ八消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項及第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ス合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ

6・7 (略)

### 商業登記法（昭和二十八年法律第百二十五号）（抄）

（申請書の添附書面）

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

（添付書面の通則）

第七十九条 登記すべき事項につき株主總會（ある種類の株主の總會を含む。以下同じ。）  
取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき商法の規定により株主總會の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）  
第一条の二第二項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）における登記すべき事項につき、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

4 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産又は負債が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

### 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

(資本の減少に係る書類の備置き等)

第十六条の二 取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役。次条第九項において同じ。)は、資本の減少の決議に係る株主総会の会日の一週間前から資本の減少による変更の登記をした日後六月を経過する日まで、資本の減少に関する議案その他の内閣府令で定める書類を各営業所に備え置かなければならない。

2 株主又は会社の保険契約者若しくは債権者は、会社の営業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は会社の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(資本の減少)

第十七条 会社は、資本の減少の決議をした場合には、決議の日から二週間以内に決議の要旨及び貸借対照表その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2 前項の公告には、保険契約者(当該公告の時に既に保険事故の発生その他の事由により保険金請求権その他の政令で定める権利(以下この条において「保険金請求権等」という。)が生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。))に係る保険契約者を除く。第四項において同じ。)で異議のある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数が保険契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権(保険金請求権等を除く。)の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、第一項の資本の減少の決議は、効力を有しない。

5 保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者は、当該権利(保険金請求権等を除く。)に係る債権者であることによつては、商法第三百七十六条第一項(資本の減少に関する債権者の異議)の異議を述べることができない。

6 (略)

7 前各項に定めるところにより行われた資本の減少は、第四項の異議を述べた保険契約者及び第二項に規定する保険契約者に係る保険契約に係る権利(保険金請求権等を除く。)を有する者についても、その効力を生ずる。

8 (略)

9 取締役は、資本の減少による変更の登記をした日から六月間、第一項から第四項までに規定する手続の経過その他の資本の減少に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各営業所に備え置かなければならない。

10 前条第二項の規定は、前項の書類について準用する。

11 前各項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(商法等の準用)

第四十一条 商法第二百三十条ノ十(株主總會の権限)、第二百三十一条(招集の決定)、第二百三十二条第一項本文、第二項及び第三項(招集の通知)、第二百三十二条(招集地)、第二百三十四条第一項(定時總會の招集)、第二百三十五条(臨時總會の招集)、第二百三十六條(招集手續の省略)、第二百三十七条ノ三から第二百三十九條ノ三まで(取締役及び監査役の説明義務、議長、検査役の選任並びに決議の方法及び株主の議決権行使等)、第二百四十三条(延期及び続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十五条(第一項第二号を除く。)(營業の譲渡及び譲受け)並びに第二百四十六条から第二百五十三條まで(事後設立、決議取消しの訴え、決議不存在及び無効確認の訴え並びに株主總會の決議の省略)の規定は社員總會について、商法特例法第二十一条の二から第二十一条の四まで(株主總會の招集の通知に際しての参考書類の交付等、書面による議決権の行使及び商法の適用除外)の規定は社員の数千人以上の相互会社の社員總會について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三十九條第一項中「総株主ノ議決権ノ過半数ヲ有スル株主」とあるのは「総社員ノ半数以上」と、同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲グルモノ」と、同法第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ(子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ)とあるのは「前項ニ掲グルモノ」と、同法第二百四十五条第一項中「第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは「保險業法第六十二条第二項ニ定ムル社員總會ノ決議」と、「他ノ会社ノ營業」とあるのは「他ノ相互会社又ハ会社ノ事業又ハ營業」と、同法第二百四十六条第一項中「資本」とあるのは「基金(保險業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額」と、同法第二百五十三條第二項中「電磁的記録二」とあるのは「第二百六十三條第七項ノ規定ハ子会社ノ前項(有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル書面又ハ電磁的記録二」とあるのは「電磁的記録二」と、商法特例法第二十一条の二第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二項中「商法」とあるのは「保險業法第四十一条において準用する商法」と、商法特例法第二十一条の三第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六項及び第二十一条の四中「商法」とあるのは「保險業法第四十一条において準用する商法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法の準用)

第四十九條 商法第二百三十條ノ十(株主總會の権限)、第二百三十一条(招集の決定)、第二百三十二条第一項本文、第二項及び第三項(招集の通知)、第二百三十二条(招集地)、第二百三十四条第一項(定時總會の招集)、第二百三十五条(臨時總會の招集)、第二百三十六條(招集手續の省略)、第二百三十七條ノ二から第二百三十八條まで(取締役及び監査役の説明義務、議長並びに検査役の選任)、第二百三十九條ノ二第一項及び第四項から第八項まで(書面による議決権の行使)、第二百三十九條ノ三第一項及び第三項から第七項まで(電磁的方法による議決権の行使)、第二百四十三条(延期及び続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十五条(第一項第二号を除く。)(營業の譲渡及び譲受け)並びに第二百四十六条から第二百五十二條まで(事後設立、決議取消しの訴え並びに決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、同法第二百三十七條ノ三第一項中「株主共同」とあるのは「社員共同」と、同法第二百三十九條ノ二第四項中「第二項ノ会社」とあるのは「第一項ノ定ヲ為シタル会社」と、同法第八項中「前条第六項及第七項第一号」とあるのは「保險業法第四十四条第四項ニ於テ準用スル前条第六項及第七項第一号」と、同法第二百三十九條ノ

第三第七項中「第二百三十九条第六項及第七項第二号」とあるのは「保険業法第四十四条第四項ニ於テ準用スル第二百三十九条第六項及第七項第二号」と、同法第二百四十四条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有有限会社ナルトキハ有有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）」とあるのは「前項ニ掲グルモノ」と、同法第二百四十五条第一項中「第三百四十二条ニ定ムル決議」とあるのは「総代会ガ設ケラレタル場合ニ於テハ保険業法第六十二条第二項ニ定ムル総代会ノ決議」と、「他ノ会社ノ営業」とあるのは「他ノ相互会社又ハ会社ノ事業又ハ営業」と、同法第二百四十六条第一項中「資本」とあるのは「基金（保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額」と、同法第二百四十七条第一項中「於テハ株主」とあるのは「於テハ社員」と、同項第二号中「株主」とあるのは「総代」と、同法第二百四十九条中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（委員会等設置相互会社）

第五十二条の三 この章及び第八章において「委員会等設置相互会社」とは、この目に規定する特例の適用を受ける旨の定款の定めがある相互会社をいう。

2～4 (略)

（定款の変更）

第六十二条 (略)

2 前項の決議は、総社員半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数（総代会の場合は、総代の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数）により行つ。

3 (略)

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十七条まで（登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止）、第三十一条、第三十三条、第三十五条から第四十二条まで（商号の登記）、第五十一条から第五十二条まで（支店人の登記）、第五十五条第一項（設立の登記）、第五十六条から第五十九条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十九条（株式会社ノ添付書面の通則）、第八十条の二（重要財産委員会ノ登記）、第八十一条（取締役等ノ変更ノ登記）及び第百七条から第百二十条まで（登記ノ更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びニ雑則）ノ規定ハ、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業」とあるのは「営業又は事業」と、同法第三十一条第一項、第三十三条第一項、第三十七条第二項及び第四十二条中「商法」とあるのは「保険業法第二十一条第一項において準用する商法」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「保険業法第二十七条第二項」と、同法第七十九条第一項中「株主総

会（ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。）」とあるのは「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）」と、同条第二項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条において準用する商法第二百五十二条第一項」と、同条第三項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）」第一條の二第三項」とあるのは「保険業法第五十二条の三第一項」と、「委員会等設置会社」とあるのは「委員会等設置相互会社」と、「商法特例法第二十一条の七第三項」とあるのは「保険業法第五十二条の三第二項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）」第二十一条の七第三項（第八号及び第十六号から第二十一号までを除く。）」と、同条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十条の二中「商法特例法第一条の二第一項」とあるのは「保険業法第五十二条の二第一項」と、同法第八十一条第一項中「委員会等設置会社」とあるのは「委員会等設置相互会社」と読み替えるものとする

（組織変更計画書の承認）

第六十九条（略）

2 前項の場合には、商法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）に定める決議によらなければならない。

3～6（略）

（組織変更計画書の承認）

第八十六条（略）

2（略）

3 前二項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

4～7（略）

（保険契約の包括移転）

第二百三十五条（略）

2 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約（第三百三十七条第一項の公告の時に既に保険事故が発生している保険契約）（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）（その他の政令で定める保険契約を除く。）の全部を包括してしなければならない。

3・4（略）

（保険契約の移転の決議）

第二百三十六條（略）

2 前項の場合には、商法第三百四十二条（定款変更の決議の方法）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3 (略)

(保険契約の移転の公告及び異議申立て)

第三十七条 移転会社は、第三十六条第一項の決議をした日から二週間以内に、第三十五条第一項の契約の要旨並びに移転会社及び移転先会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2・3 (略)

4 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権（当該保険契約について、第一項の公告の時において既に生じている保険金請求権等（第十七条第二項に規定する保険金請求権等をいう。）がある場合には、当該保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が移転対象契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない。

5 (略)

(業務及び財産の管理の委託)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 前項の場合には、商法第三百四十二条（定款変更の決議の方法）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

4 (略)

(相互会社の解散の手続等)

第五十六条 相互会社が解散の決議をする場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

(合併の決議の公告及び異議申立て)

第六十六条 (略)

2 第十七条第二項から第五項まで、第七項及び第十一項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十六条第一項」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは「商法第四百八条第一項（第七十

三条第一項において準用する場合を含む。)の承認の決議」と、同条第五項中「商法第二百七十六条第一項(資本の減少に関する債権者の異議)」とあるのは「商法第四百十二条(債権者の異議)(第七十二条第一項において準用する場合を含む。)」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第六十六条第一項及び同条第二項において準用する第二項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは「合併」と、同条第十一項中「前各項に定めるもののほか、第一項」とあるのは「第六十六条第一項並びに同条第二項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは「第七項に定めるもののほか、これら」と読み替えるものとする。

3} 6 (略)

(相互会社の合併の手続等)

第七十二条 相互会社が合併の決議をする場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

2 (略)

(免許)

第八十五条 外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等(外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。)を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。

2} 6 (略)

## 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)(抄)

(管財人の注意義務)

第八十条 管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠ったときは、その管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負う。

(管財人の報酬等)

第八十一条 管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2} 5 (略)